

精神病床に係る病院等の開設等に伴う取扱いについて

1 現状

- 精神病床の基準病床数は県全域で算定
- 基準病床数（11,317床）に対して、既存病床数（13,976床）が、2,659床の過剰（第7次神奈川県保健医療計画）であり、新たな精神病床の設置は難しい状況

2 背景

- 県内の精神病床を持つ医療機関では、施設の老朽化も進んでいる。
 - 病院の立替えを計画する際、その場での建て替えが難しいケースも多いが、現状、療養病床や一般病床と異なり、精神病床の取扱いに関する定めがなく、病院の移転建て替え等調整は個別対応となっている。
 - このため、昨年度の精神保健福祉審議会や県保健医療計画推進会議等で、今後取扱いについて、整理を進めることについて説明しているところ。
- ※ 療養病床及び一般病床であれば「病院等の開設等に関する指導要綱」により、取扱いを定めているが、精神病床は、その対象ではない

3 精神病床に係る取扱いの方向性

- 基準病床数は、遵守すべきであるが、精神医療については、退院後の地域移行の体制整備や円滑な地域移行が困難な面もある。
 - このため、基準病床数を上回る状況であっても、一定の要件を満たす案件については、開設許可に当たっての事前協議は要しない取扱いとしてはどうか。
- （例）
- ・ 病院等の開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等により当該病院等の開設者が変更される場合で、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加を伴わないとき。
 - ・ 同一二次保健医療圏内において同一開設者が病院等の開設場所を変更する場合で、病床数の増加を伴わないとき。
 - ・ 同一二次保健医療圏内において同一開設者が病院等間の病床数の移動（分割、合併を含む）を行う場合で、病床数の増加を伴わないとき。

4 今後の日程

- 県内各地域で、精神病床の取扱い差異が生じないように、政令市と県で情報共有の上適切に進めていきたい。

（参考）	1月31日	精神保健福祉審議会
	1月31日以降	各地域の地域医療構想調整会議
	3月6日	県保健医療計画推進会議
	3月24日	医療審議会